

Ⅲ. 地域産業の振興に係る効果



山形県金山町

■ 景観まちづくりの効果

【景観助成制度の件数】

○昭和 61 年より開始した金山町街並み景観形成助成制度の取り組みを始めて以降、金山住宅の建築については、概ね同町内の事業者が請け負っており、長期に渡る持続的な地場産業の振興につがっている。

○運用開始後 29 年間で、延べ 1,584 軒、合計で約 93 億円の事業費がかけられ、そのうち 72% の約 67 億円が同町内の事業者による施工となっている。

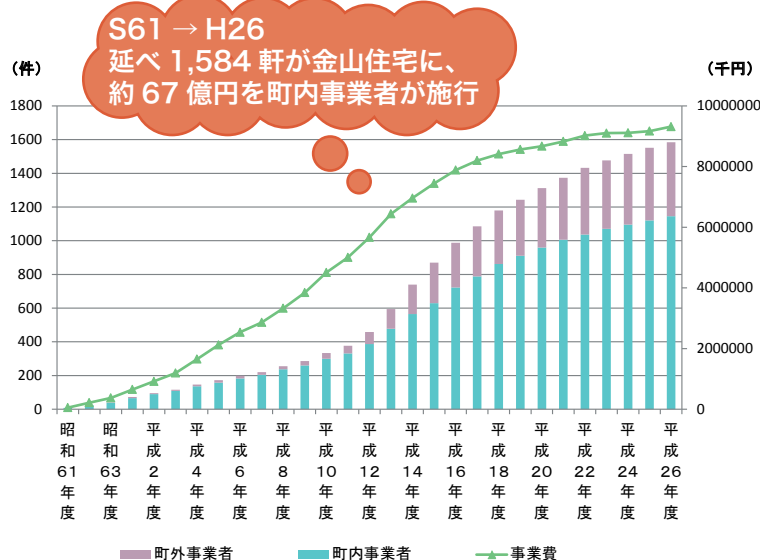


図 景観助成制度の件数の推移

■ 景観まちづくりの主な取組み

○金山町は銘木「金山杉」の産地で知られ、江戸時代に羽州街道の宿場町として栄えた地で、伝統様式の金山住宅が軒を連ねていた。近代の進展とともにプレファブ住宅が増加し、従来の住宅建設の主要材料である地元産材が使われなくなり、基幹産業の林業衰退、大工等の職人の仕事の減少等による地域経済の疲弊、治山治水の管理も届かなくなり、災害の危険も高まった。

○これに対し、往時の町長により 1960 年代から「全町美化運動」が始まり、昭和 59 年から景観をまちづくりの柱とする「街並み景観づくり 100 年運動」を開始する。昭和 59 年度に HOPE 計画の策定、昭和 61 年 3 月に「金山町街並み景観条例」の制定、金山産木材を使う在来工法の本造住宅「金山住宅」による美しい家並みを時代に継承するよう、景観助成制度の創出等により、「金山住宅」のまちなみ整備が進められている。

○この景観助成制度は、切り妻屋根に木組みの柱と白壁、杉の下見板張りの在来工法で建てられた本造住宅「金山住宅」についての基準を定め、この基準を満たすように行われる住宅建築について、一部助成を実施している。

表 景観まちづくりの主な取組み経緯

年	取組み内容
昭和 58 年	○新金山町基本構想の策定
昭和 59 年	○金山町地域住宅計画 (HOPE 計画) の策定
昭和 61 年	○金山町街並み景観条例の制定 ○金山町街並み景観形成助成制度の運用開始
平成 24 年	○金山大工・職人技術研修事業の開始

■ 活用している主な法令制度・事業等

- 金山町街並み景観条例 (景観法に基づかない自主条例)
- 金山町街並み景観形成助成金交付要綱
- 金山町地域住宅計画 (HOPE 計画)
- 金山町住宅建築コンクール

取組みによる景観変化

Before



After



屋根色による金山住宅の分布の変遷

建物の屋根の色彩を図上で整理し、客観的に把握。昭和 61（1986）年の景観助成制度の取組みを開始以降、屋根の色彩は「金山住宅」のこげ茶又は黒色として景観を形成。

Before



After



木造住宅「金山住宅」に沿った修景

景観助成制度の活用により景観形成基準に適合した既存住宅の改修が行われたことで、屋根の色彩はこげ茶色に塗り替えられるなど、調和したまちなみ景観を形成。

Before



After



金山住宅が立ち並ぶまちなみ

金山の産材、金山職人の技術、金山町民が独自に創り上げた外観と内部の仕上げを特徴に持つ「金山住宅」が建ち並ぶまちなみ景観は、景観助成制度や建築コンクール等の取組みにより、現在も生きたまちなみとして継承。

Ⅲ. 地域産業の振興に係る効果

■ 景観まちづくりの効果

【オープンガーデン設置数、花苗販売数の件数】

○オープンガーデン設置数は、平成 12 年の開園後増加しており、一般住宅の庭に加え、店舗や公共施設での設置数も増えている。

○フローラルガーデンおぶせでは年間 25 万鉢、フラワーセンターでは年間 8 万鉢を生産・販売し、町内のボランティア花壇に植え込む花苗や出荷用の花苗として購入されている。

○平成 20 年度に開始した花巡り健康ウォークでは、参加者の約 4 割の方が、「オープンガーデンを散策したかった」に参加したきっかけとして挙げている。（平成 26、27 年度実施のアンケート結果の合算）

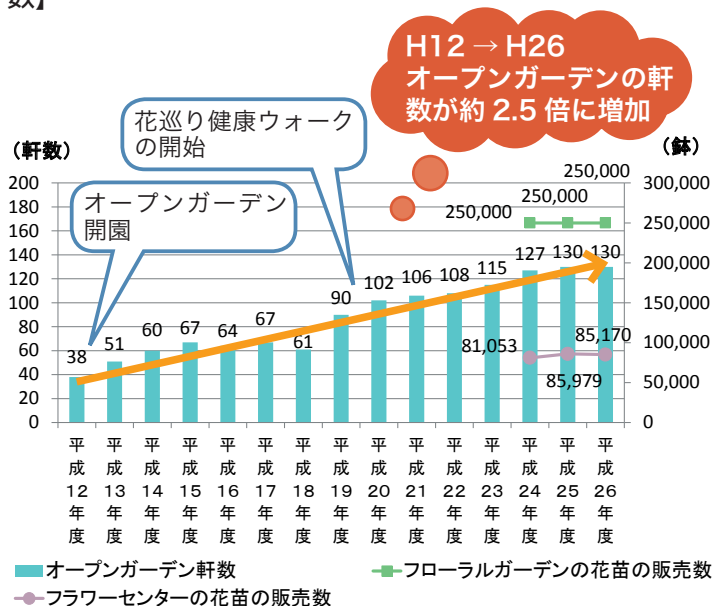


図 オープンガーデン設置数の推移、花苗の販売数

■ 景観まちづくりの主な取組み

○小布施町では、昭和 56 年に自然景観と文化景観の調和した美しいまちづくりを推進するため、第二次小布施町総合計画を策定し、町全体として美しい景観づくりの取組みを打ち出した。これを受け平成元年より、美しい景観づくりの一貫として、景観と花によるまちづくりを先進的に取り組んでいる欧州等へ研修視察を町民と共に実施した。

○平成 2 年に花や緑による潤いのある景観の推進を進めるため、「うるおいのある美しいまちづくり条例」を制定し、翌年には第三次総合計画を策定し、まちづくりの理念として“外はみんなのもの、内はじぶんたちのもの”という概念を打ち出し、住民と行政の役割を明確化した。

○平成 4 年、花に関する情報発信拠点として「フローラルガーデンおぶせ」の開園、平成 9 年、花苗生産供給施設として「おぶせフラワーセンター」を建設し、花の産地化が進められた。

○平成 12 年には個人庭園を無料で開放し、観賞・交流するオープンガーデンが開園した。オープンガーデンの取り組み開始時点から、町はオーナーへの苗代等の補助を行っておらず、庭を紹介するオープンガーデンブック、庭に設置する看板を用意する以外は、全てオーナーの自主性により運営されている。

表 景観まちづくりの主な取組み経緯

年	取組み内容
昭和 56 年	○第二次小布施町総合計画の策定
平成元年	○花のまちづくり研修を開始
平成 2 年	○うるおいのある美しいまちづくり条例を制定
平成 4 年	○フローラルガーデンおぶせを開園
平成 9 年	○おぶせフラワーセンターを建設
平成 12 年	○オープンガーデンを開園
平成 14 年	○花仲間ガーデニング大衆校開校
平成 20 年	○花巡り健康ウォークの開始

■ 活用している主な法令制度・事業等

- 小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例
- フラワーコンクール

取組みによる景観変化



町中を彩る花々

花のまちづくりを進めることで、町中には季節に応じた色とりどりの花が見られ、良好な景観を形成。



オープンガーデン

オープンガーデンの取組みを進めたことにより、店舗や住宅等の建物の利用形態に限らず、また洋風・和風等の庭の造りを問わず、オーナーが自主的に庭づくりに取り組むことで、生き生きとした景観を形成。



修景事業

住宅として活用されていた古民家の改修、修景事業の実施を通じて、地域の景観の継承とともに、店舗として活用することで周囲に解放された場となり、新たな景観を創出。庭はオープンガーデンに登録されており、自由に散策が可能。

Ⅲ. 地域産業の振興に係る効果



滋賀県長浜市

■ 景観まちづくりの効果

【空き店舗数、来街者数等】

- 長浜市の中心市街地において、明治 33 年に建設された第百三十国立銀行長浜支店（現在の黒壁ガラス館）の保存と中心市街地活性化を目的に、昭和 63 年、民間企業 8 社と長浜市により第三セクター株式会社黒壁が設立した。
- 新たなガラス事業を核とし、古い建造物と新しいガラス文化により来街者が増加するとともに、地区内の空き店舗が減少した。黒壁の直営店のみならず、周辺商店街でも空き店舗が減少している。
- 来街者数は年間約 200 万人に増加し、店舗の売上げ等経済波及効果は大きく伸びている。

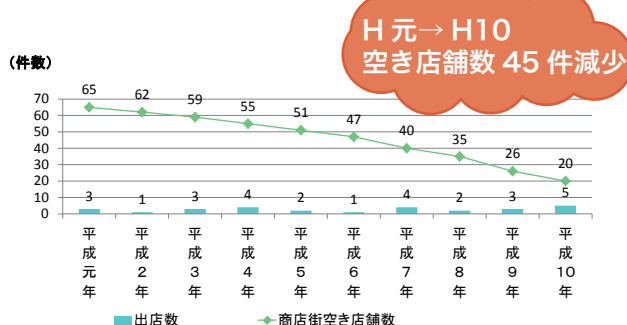


図 出店数と空き店舗の推移

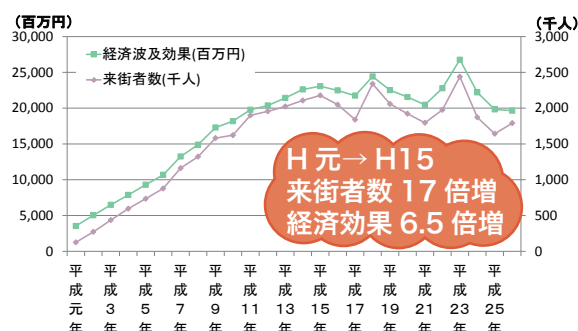


図 来街者数と経済波及効果推移

資料：株式会社黒壁による統計データ

■ 景観まちづくりの主な取組み

- 昭和 59 年に「まち全体を博物館にしよう」とする長浜市博物館都市構想を市が策定し、これにあわせて昭和 62 年から中心市街地を中心に歴史的建築物の修景整備補助事業や商店街活性化事業を実施した。
- 平成元年の黒壁ガラス館オープン以降、(株)黒壁が北国街道を中心に歴史的建築物の残存状況を調査し、これらの建物をガラス事業の店舗として利活用することを計画にまとめた。
- 上記の計画に沿って歴史的な建築物を保存しつつ、質の高い店舗の誘致に向けて、(株)黒壁が空き店舗の家主に声をかけ、出店までの家賃保証などを実施した。
- 平成 20 年に長浜市景観まちづくり計画を市が策定し、この重点区域として、特に風情のあるまちなみが残されている黒壁スクエア周辺の 5 つの通りを「特定景観形成重点区域」に指定し、より詳細な景観形成基準によるまちなみの規制・誘導を実施した。
- 平成 21 年に中心市街地活性化計画を市が策定し、この計画エリア内のトータルマネジメントとして行政と民間事業者との連携を円滑に行うため、長浜まちづくり(株) (TMO) を市と民間の共同出資により設立した。

表 景観まちづくりの主な取組み経緯

年	取組み内容
昭和 59 年	○長浜市博物館都市構想策定
昭和 62 年	○商業観光パイロット推進事業（現：伝統的街並み景観形成事業）等による修景事業開始
昭和 63 年	○株式会社黒壁設立
平成元年	○黒壁ガラス館オープン
平成 2 年	○黒壁スクエア第二次計画（北国ガラス街道構想）作成
平成 2 年以降	○黒壁系列店舗順次オープン（平成 25 年までに 30 店舗）
平成 20 年	○長浜市景観まちづくり計画（景観法に基づく景観計画）策定
平成 21 年	○中心市街地活性化法に基づく TMO「長浜まちづくり株式会社」設立
平成 22 年	○歴史まちづくり法に基づく長浜市歴史的風致維持向上計画の認定

■ 活用している主な法令制度・事業等

- 景観法（長浜市景観まちづくり計画、長浜市景観条例）
- 長浜市伝統的街並み景観形成事業補助金交付要綱
- 中心市街地活性化基本計画（認定）に係る支援事業
- 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金（経済産業省）
- 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
- 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（長浜市歴史的風致維持向上計画）

■ 取組みによる景観変化



空き店舗の歴史的形態への復元整備と活用

空き店舗の2階のパラペットを撤去、歴史的建築物の往時の形態・意匠を復元整備するなど、店舗として再生。



町家建築の復元整備と活用

現存する町家（当時は空き店舗）の歴史的な形態・意匠を保全し、新しい店舗として改修、活用。



既存建物の改修に合わせた広場空間との一体的な整備

古い商店を取り壊し、歴史的まちなみとの調和に配慮した改修工事の実施。商店・広場の一体となった店舗の再生。

Ⅲ. 地域産業の振興に係る効果

■ 景観まちづくりの効果

【農産物の単価】

○文化的景観において生産された農産物のブランド化を進め、平成 26 年より販売を開始した棚田米について、東京都内の米問屋から買い付けが行われ、JA の価格よりも一俵あたり 2,700 円の高値で取引がなされた。

○平成 27 年に実施されたイベントにおいて販売を行い、3 日間で 72 万円の売り上げがあった。



図 開発したブランドロゴ



図 開発した特産品



(左：椿油、右：棚田米)



長崎県五島市

■ 景観まちづくりの主な取組み

○五島市の久賀島では、平成 21 年度に住民、行政、専門家からなる「久賀島まちづくり協議会」を設置し、島の景観を活かしたまちづくりの方法の検討を開始し、久賀島景観まちづくり計画を策定した。

○これと同時に、五島市は、久賀島の文化的景観の調査を開始し、翌年に五島市久賀島の文化的景観保存計画を策定し、平成 23 年に国の重要文化的景観に選定された。これを受け、文化的景観の価値を保ちつつ、持続可能な地域振興に結びつけるため、整備活用計画を策定し、景観を活かしたまちづくりの実践に向けた取組みの具体化を位置付けた。

○平成 25 年、文化的景観整備活用計画の実践として、島民の手で事業を継続的に展開するための組織である「久賀島ファーム」を組織し、特産品の開発を開始した。平成 26 年には、廃校となった小学校を改修した活動拠点を整備した。

○特産品モデルとして、島産の棚田米、椿油の商品化、試作品を販売を通じ、平成 26 年より本販売を開始し、新たな特産品の開発に取り組んでいる。

○また、地域の景観を活かしたまちづくりとして、体験型観光を推進するため、「久賀島体験交流協議会」を設立し、平成 26 年より民泊の受け入れを開始した。

表 景観まちづくりの主な取組み経緯

年	取組み内容
平成 21 年	○久賀島景観まちづくり計画の策定
平成 23 年	○重要文化的景観選定
平成 25 年	○五島市久賀島の文化的景観整備活用計画の策定 ○久賀島ファームを組織 ○久賀島体験交流協議会の設立
平成 26 年	○久賀島ファームの活動拠点を整備



棚田の文化的景観

■ 活用している主な法令制度・事業等

○文化財保護法（重要文化的景観等）

○景観法（五島市景観計画、五島市景観条例）

○過疎地域等自立活性化推進交付金（総務省）

歴史・文化、みどり、まちなみを活かしたまちの魅力づくり

発 行 日：平成28年3月

発行・編集：国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室

TEL：03-5253-8111（内線 32984）

03-5253-8954（直通）

H P：http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/index.html